

事 務 連 絡
令和8年5月29日

観光庁参事官（旅行振興） 殿

物流・自動車局旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、旅行業界に対して周知されたい。

事務連絡
令和8年5月29日

地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱いについて」の改正について

一般貸切旅客自動車運送事業の運送取引において、貸切バスの運賃・料金と駐車場代、昼食代、有料道路代、ガイド料などの実費については、それぞれ個別に收受することとしています。

これを前提として、令和7年6月20日に実施した「一般貸切旅客自動車運送事業における旅行業者等との過大な手数料等の取引に関する道路運送法の取扱い（平成31年3月29日付け国自旅第307号）」の改正において、運賃・料金に対する手数料等について、過大な手数料等により安全コストを阻害している運送取引は、道路運送法第10条の運賃の割戻しに該当するとしたところです。

また、同改正において実費に対する手数料等について、貸切バス業者が立て替えただけの実費に対して手数料等を支払っている場合は、実費を適正に收受していないものとして道路運送法第9条の2第1項の運賃料金変更事前届出違反（以下「運賃違反」という。）に該当するとしたところです。

今般、実費に対する手数料等について、運賃違反の対象となる不適切な取扱いについて定めるとともに、年間契約特例における手数料等の取扱いについて定めたので、了知されたい。